

令和 6 年 4 月 15 日

学校薬剤師 各位

一般社団法人兵庫県薬剤師会
学校薬剤師部

兵庫県薬剤師会認定学校薬剤師制度 開始について

平素は本会の事業活動にご参加ご協力頂き、誠にありがとうございます。

学校薬剤師の皆様におかれましては、学校施設における公衆衛生および学校保健活動、環境衛生検査の実施に務められていることと存じます。

この度、本会では園児・児童・生徒の健康増進および公衆衛生向上のための学校薬剤師の職能のスキルアップの基準として、又、学校薬剤師一人一人が、薬の正しい使い方・薬物濫用防止等についての話が出来るよう能力を向上していただくとともに、学校薬剤師が学校の環境衛生の向上にとどまらず活躍していることを広く一般の方々にも認知していただけるよう、標記の認定制度を設けさせていただきました。

また、研修内容は学校施設における活動だけでなく、県民のための地域貢献活動にも役立つものとなっております。

つきましては、別紙の実施要領をご確認いただき、ご参加をお願いいたします。

記

- ・実施要領
- ・制度イメージ図
- ・「受講ステータスの確認」、「修了証のダウンロード」について
- ・制度に関する研修会の日程について

以上